

# コーポレートガバナンスに関する基本方針

改定 2020. 3. 26

実施 2020. 3. 26

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** 本基本方針は、当社グループが「にしていグループの企業理念」(以下「企業理念」という)の実現を通じて企業価値の向上を図り、社会に必要とされる企業であり続けるために、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を示すことを目的とする。

(基本的な考え方)

**第2条** 当社は、企業理念のもと、安全、安心な「交通サービスの提供」と地域の発展に貢献する「まちづくり」を中核とする事業特性を踏まえながら、お客さま、地域社会、株主等のステークホルダーの期待に応える経営を行っていくため、透明・公正かつ迅速・果断な経営の意思決定を行うための実効的な仕組みの確保・充実に努め、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指す。

(行動準則)

**第3条** 当社は、企業理念の実現のため、行動準則となる「にしていグループコンプライアンス方針」を定め、当社グループの役職員に浸透させる。

(本基本方針の位置付け)

**第4条** 本基本方針は、会社法、関連法令および定款に次ぐ上位規程であり、その他の社内規程に優先して適用する。

② 本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

## 第2章 株主との関係

(株主の権利確保)

**第5条** 当社は、株主の権利を尊重し、少数株主等の権利行使にも配慮するなど、その実質的な平等性を確保し、権利行使の環境を整備する。

(資本政策)

**第6条** 当社は、当社グループの事業特性を踏まえた資本政策を検討、実施する。

② 当社は、安全、安心なサービスの確保と将来のための成長投資という観点から、財務体質および経営基盤の強化を図る。

③ 当社は、安定的・継続的な配当の実施により、株主への利益還元を図る。

④ 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、株主に十分な説明を行う。

(株主総会)

**第7条** 当社は、株主総会が株主との重要な対話の場であることを認識し、株主が議決権その他の株主総会における権利を適切に行使できるよう環境を整備する。

② 当社は、株主が総会議案に関する十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知の内容を、招集通知発送前に当社ウェブサイト等へ掲出するなど、電子的手段により公表する。

③ 当社は、株主の適切な議決権行使の判断に資する情報について、必要に応じ適確に提供する。

④ 当社は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、適切な対応を行う。

- ⑤ 当社は、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームに参加し、また、これらの投資家の実質的な議決権行使の機会を確保するための施策について、検討を行う。

(株主との建設的な対話)

**第8条** 当社は、株主からの対話の申込みに対しては、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上に資するよう、次のとおり適切に対応する。

1. 経営企画部門を担当する役付執行役員である取締役が統括し、IR担当部門、情報開示担当部門、株式担当部門等が連携して適切に対応する
2. アナリスト、ファンドマネージャー等向けに定期的に説明会を開催するほか、説明会の資料およびその他の情報について、当社グループホームページに掲載する
3. 株主との対話を通じて把握した有用な意見、要望等については、代表取締役である社長執行役員（以下「社長執行役員」という）・取締役会にフィードバックする
4. 株主等との対話に際してはインサイダー情報の漏えい防止のため、情報管理を適切に行う

(株主の利益に反する取引の防止)

**第9条** 当社が取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、社内規程に従い、取締役会が当該取引の必要性および合理性を判断した上で承認することを要し、主要株主（議決権所有割合が10%を超える株主をいう）等の関連当事者との間で取引を行う場合は、社内規程に従い、当該取引の必要性および合理性を踏まえた承認を行う。

- ② 当社は、毎年、関連当事者間の取引の有無を調査把握するとともに、重要な取引については内容・条件等を確認し、その概要を取締役会に報告する。

(政策保有株式)

**第10条** 当社は、当社グループの事業特性を踏まえ、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持、地域経済活動における連携および地域社会における当社グループの使命や役割等の観点から当社の企業価値向上に資すると認められる場合には、政策的な目的により株式を保有する。

- ② 当社は、政策保有株式の保有の適否について、経営への影響を分析した上で個別銘柄毎にその保有目的や資本コストを考慮した便益とリスク、将来の見通し等を踏まえて総合的に検証し、毎年、取締役会において確認を行う。
- ③ 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるかという観点と当社グループの企業価値向上の観点を踏まえ、総合的に判断し議決権行使を行う。特に、企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある重要な議案については、必要に応じて投資先企業との対話等を経て賛否を判断する。

当社が重要と考える議案は以下のものが含まれる。

- ・不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等における取締役・監査役選任議案および退職慰労金贈呈議案
- ・合併等の組織再編議案
- ・買収防衛策議案 等

- ④ 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有する会社（以下「政策保有株主」という）から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、政策保有株主の意向を尊重し、その売却等を妨げない。売却等にあたっては、株式市場や一般株主の利益に与える影響等を考慮し、適切な方法で実施されるよう、政策保有株主と協議を行う。
- ⑤ 当社は、取引先が政策保有株主であるか否かに係わらず、実績、技術力、信頼性等の審査を行った上で、経済合理性に基づき取引先を決定する。

### 第3章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会、監査等委員会等の体制)

**第11条** 当社は、重要な業務執行の決定を幅広く社長執行役員へ委任することを通じて、迅速な意思決定を実現するとともに業務執行に対する取締役会の監督機能を強化すること、取締役会において議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより監査の実効性を高めることが、当社の企業価値向上のために有効であるとの考えのもと、監査等委員会設置会社を採用する。

- ② 当社は、社外取締役の独立性に係る当社基準を満たす独立性の高い社外取締役の選任により、監督機能を強化し、業務執行機能の適正性を確保するとともに、監査等委員会と内部監査部門との連携により、監査の実効性を高める。
- ③ 取締役会は、経営の基本方針、役付執行役員および執行役員（以下「役付執行役員等」という）の選任等、法令、定款および取締役会規程で定められた重要事項の決定を行うほか、業務執行状況の報告を受けるなど業務執行の監督を行う。
- ④ 取締役会は、当社の事業特性を踏まえ、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持する。
- ⑤ 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）は、役付執行役員等を兼務することができる。
- ⑥ 監査等委員会を構成する取締役は、過半数を社外取締役とする。
- ⑦ 監査等委員である取締役には、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任するものとし、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任する。
- ⑧ 取締役（監査等委員を含む）が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての職務執行に支障のない範囲内とし、当社は、毎年その兼任状況を開示する。
- ⑨ 当社は、取締役会の監督機能に資するよう、独立社外取締役を2名以上選任する。社外取締役の独立性基準については、上場金融商品取引所が定める基準を踏まえた当社基準を策定し、開示する。

(取締役会の役割・責務)

**第12条** 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、次の役割・責務を適切に果たし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。

1. 企業理念に基づき、行動準則および経営計画の策定および改定、ならびに内部統制やリスク管理体制の整備等、経営の方向付けを行い、適宜レビューを行う
2. 弾力的かつ専門的な意思決定を可能とし、業務執行の機動性と柔軟性を高めるべく、取締役会決議および社内規程により、社長執行役員への委任範囲および役付執行役員等の職務を明確に定め、社長執行役員およびその他の役付執行役員等に対する実効性の高い監督を行う
3. 代表取締役の選定・解職や取締役候補者の指名および役付執行役員等の選解任について、当社グループの業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行する
4. 取締役および主要株主等の関連当事者と当社との間に生じうる利益相反を監督する

(取締役会議長)

**第13条** 取締役会の議長は、取締役会の議論が自由闊達で建設的な議論となるよう努める。

- ② 取締役会の議長は、各取締役が求める情報の円滑な提供が確保されるよう、環境整備に努める。

(取締役会の運営)

**第14条** 取締役会は、取締役会の運営に関し、社外取締役による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換ができるよう、次の対応を行う。

1. 議題、審議時間および開催頻度を適切に設定する
2. 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにするほか、取締役会の資料以外にも、必要に応じ、当社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにする

3. 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について予め決定しておく

(社外取締役の役割・責務)

**第15条** 社外取締役は、次の役割・責務を適切に果たす。

1. 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき助言を行う
2. 代表取締役の選定・解職や取締役候補者の指名および役付執行役員等の選解任、報酬の決定その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う
3. 当社と取締役等との利益相反を監督する
4. 経営陣から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる

(監査等委員会の役割・責務等)

**第16条** 監査等委員会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役の職務の執行を監査・監督することにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。

- ② 監査等委員会は、監査に関する主要な方針を定め、内部統制システムの利用、選定監査等委員による調査権限の行使、ならびに外部会計監査人との連携等により取締役の職務執行を監査する。
- ③ 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定する。また、監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会専任スタッフを配置する。
- ④ 常勤の監査等委員は、次の役割を果たす。
  1. 常務会等の重要な会議への出席、グループ会社を含めた往査、および業務執行状況報告の受領等を行う
  2. 監査等委員会専任スタッフを活用し、監査品質の向上に努める
  3. 監査結果等を監査等委員会に報告するとともに、取締役や役付執行役員等および従業員に対し適切な報告や助言を行う
- ⑤ 監査等委員会は、当社の経営の基本方針や対処すべき課題、監査上の重要課題等について、社長執行役員と適宜意見を交換する。
- ⑥ 監査等委員会は、独立性を損なうことなく情報収集力の強化を図ることができるよう、監査等委員でない社外取締役との連携にも努める。
- ⑦ 監査等委員会は、外部会計監査人に関し、その適正な監査を確保するため、次の対応を行う。
  1. 選定および評価の基準を策定する
  2. 独立性および専門性について確認する

(外部会計監査人の適正な監査の確保)

**第17条** 取締役会および監査等委員会は、外部会計監査人による適正な監査を確保するため、次の対応を行う。

1. 十分な監査時間を確保する
2. 外部会計監査人からの要請に応じ社長執行役員との面談等を設定する
3. 外部会計監査人と監査等委員会、内部監査部門との連携を確保する
4. 外部会計監査人が不備・問題点を指摘した場合には、内部統制部門および内部監査部門が中心となり適切に対応する

(指名・報酬諮問委員会)

**第18条** 当社は、取締役候補者の指名および役付執行役員等の選解任、取締役および役付執行役員等の報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性を強化するとともに説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置する。

- ② 指名・報酬諮問委員会は、社長執行役員、取締役会長および社外取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役とする。
- ③ 指名・報酬諮問委員会の委員長は委員の中から委員の互選で定める

- ④ 指名・報酬諮問委員会は、代表取締役の選定・解職、取締役候補者の指名、役付執行役員等の選解任および社長執行役員の後継者計画ならびに取締役および役付執行役員等の報酬の公正性と妥当性を審議する。

(役付執行役員)

**第19条** 役付執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針に則り、業務を執行する。

- ② 役付執行役員は、当社業務および経営に関する豊富な知見や経験を有し、決断力など経営陣幹部に相応しい資質を備えた者の中から、指名・報酬諮問委員会における審議結果を尊重し、取締役会の決議により選任する。
- ③ 役付執行役員は、監査等委員でない取締役を兼務することができる。
- ④ 役付執行役員に法令または当社諸規程に違反する行為や会社の信用を著しく損なう行為があった場合、あるいは職務を懈怠することにより当社グループの企業価値を著しく毀損させた場合等、役付執行役員としての適格性に欠けると判断される場合には、その重大性に応じ、指名・報酬諮問委員会における審議の結果を尊重し、取締役会の決議により役付執行役員を解任する。
- ⑤ 役付執行役員の選解任については法令および上場金融商品取引所の定め等に従い開示する。
- ⑥ 役付執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会における審議の結果を尊重し、取締役会が決定する。

(社長執行役員)

**第20条** 社長執行役員は、会社の最高経営責任者として会社を代表し、取締役会が決定した経営の基本方針に則り業務全般を統括する。

- ② 社長執行役員の後継者計画については、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会は審議内容を適切に取締役会に報告する。
- ③ 社長執行役員は、指名・報酬諮問委員会における後継者計画の審議内容を踏まえ、取締役会の決議により選任する。
- ④ 前二項の他、取締役会は、社長執行役員の後継者計画の一環として役付執行役員を取締役会に出席させるなど、その育成状況の把握に努める。
- ⑤ 社長執行役員に法令または当社諸規程に違反する行為や会社の信用を著しく損なう行為があった場合、あるいは職務を懈怠することにより当社グループの企業価値を著しく毀損させた場合等、社長執行役員としての適格性に欠けると判断される場合には、その重大性に応じ、指名・報酬諮問委員会における審議の結果を尊重し、取締役会の決議により解任する。

(常務会、経営会議)

**第21条** 当社は、社長執行役員の意思決定を補佐する機関として、常務会および経営会議を設置する。

- ② 常務会は、社長執行役員、当社の業務執行を担当する役付執行役員等で構成され、原則として毎週1回開催し、社長執行役員決裁事項や取締役会に提案する事項を審議するとともに、各部門の業務執行状況の把握、監督を行う。
- ③ 経営会議は、社長執行役員、関係部門を担当する役付執行役員等で構成され、原則として毎週1回開催し、経営戦略や重要な執行案件等の方針や方向性を協議する。

(取締役会評価)

**第22条** 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

- ② 取締役会の議長は、社外取締役から、定期的に、取締役会の運営等について意見聴取を行う。

(取締役等の報酬)

**第23条** 監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)および役付執行役員の報酬については、各取締役または役付執行役員の役位および職責を勘案した固定報酬である「基本報酬」、各事業年度の連結業績および各取締役または役付執行役員の業績を勘案した「短期業績連動賞与」、最近3事業年度における当社グループの成長度を勘案した「中期業績連動賞与」、ならびに、中期経営計画で定める目標指標の達成度に基づく業績連動型の「株式報酬」で構成され、指名・報酬諮問委員会の審議の結果を尊重し、取締役会が決定する。ただし、

取締役の報酬については、株主総会で定めた報酬枠の範囲内とする。

- ② 前項の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合および現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定する。
- ③ 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、指名・報酬諮問委員会の審議の結果を尊重し、株主総会で定めた報酬枠の範囲内で、社外取締役（監査等委員を除く）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定する。

（取締役候補者の指名決定のプロセス）

**第 24 条** 取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、社長執行役員の後継者計画、多様性および適正規模に照らして取締役候補者を指名する。

- ② 取締役候補者の指名にあたっては、指名・報酬諮問委員会における審議の結果を尊重し、会社運営上の重要事項として、取締役会で決定する。
- ③ 監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、監査等委員会の同意を得るものとする。

（社外取締役の支援体制）

**第 25 条** 当社は、社外取締役の職務の執行に関し、次のとおり支援体制を確保する。

1. 社外取締役と経営陣または社外取締役同士の情報交換・意見交換を図るための機会を設ける
2. 社外取締役に対しては、事務局となる部署を定め、情報提供を行う

（トレーニング）

**第 26 条** 当社は、取締役に対して、次のとおりトレーニングの機会を提供・斡旋する。

1. 取締役に就任する際には、外部セミナー受講を斡旋するなどして、その役割・責務について十分に理解する機会を設ける
2. 社外取締役に就任する際には、当社の事業・財務・組織等に関する事項について、習得する機会を設ける
3. 必要に応じて、役員勉強会等を開催し、取締役が必要な知識を習得する機会を設ける

## 第 4 章 ステークホルダーとの関係

（ステークホルダーとの関係）

**第 27 条** 当社グループは、企業理念のもと、社会から信頼される企業グループであり続け、地域の持続的な発展に貢献するとともに、新しい事業価値の創造を図るべく、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な協働に努める。

（安全の確保）

**第 28 条** 当社グループは、安全の確保をすべての事業における第一の使命とし、次の各号に定める事項を実践する。

1. 安全を何より最優先する組織・風土の構築
2. 安全マネジメント体制の確立と継続的改善
3. 安全を支える従業員の能力向上と健康の確保
4. お客さまの安全を第一に考えた商品・サービスの提供
5. お客さまとの安全に関するコミュニケーションの推進
6. 前各号に基づく施策の確実な実施と法令の遵守

（環境への配慮）

**第 29 条** 当社グループは、環境と調和のある事業活動を通じて環境負荷を低減し、循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与するため、次の各号に定める事項を実践するとともに、環境への取組みを継続的に改善する。

1. 環境意識の向上
2. 法令・規制の正しい理解と遵守

3. 資源およびエネルギーの効率的利用と排出物の削減
4. エネルギー効率の高い公共交通の利用促進
5. 環境品質を備えた商品・サービスの提供

(お客さまからの信頼)

**第30条** 当社グループは、お客さまに選ばれ続ける企業グループであるため、次の各号に定める事項を実践する。

1. お客さま満足推進体制の構築と継続的な改善
2. お客さまとの積極的なコミュニケーションによる信頼関係の構築
3. お客さまの期待をこえた商品・サービスの創出
4. お客さま満足向上のための自主的な課題の発見と解決への取組み

(内部通報)

**第31条** 当社は、従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、社内外に当社グループ共通の内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。

② 取締役会は、定期的に通報窓口の運用状況について報告を求め、監督する。

(ダイバーシティの推進)

**第32条** 当社は、異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、当社グループの持続的な成長を確保する上での強みとなるとの認識のもと、従業員一人ひとりがいきいきと働き、それぞれの個性や能力を発揮できる機会および環境の整備・拡充に努める。

② 当社は、女性活躍推進について、定量的な目標や諸施策を含む計画を策定・実施し、積極的に取り組む。

(企業年金の運用)

**第33条** 当社は、年金資産の運用にあたり、年金担当者のセミナー参加や外部コンサルタントの起用等により年金運用の専門性を高めるとともに、資産運用委員会における運用に関する審議や、年金資産の運用状況の定期的なモニタリング等を通じて、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できる取組みを行う。

② 当社は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用機関に、企業年金の運用を委託する。

## 第5章 適切な情報開示

(情報開示と透明性)

**第34条** 当社は、当社グループの財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやコーポレートガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令および上場金融商品取引所の定め等に従い、重要事実を適時・適切に開示する。

② 当社は、情報開示にあたっては、株主の多様性を踏まえ、分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うよう努める。

(経営計画の策定、公表)

**第35条** 当社は、当社の資本コストを的確に把握したうえで、経営計画を策定し、公表する。

② 策定した経営計画については、毎年進捗状況を確認・分析した上で、必要に応じて、新たな事業への取り組みや既存事業の撤退等、事業ポートフォリオの見直しを行うとともに経営資源の再配分を行う。

## 別添資料1 にしてつグループの企業理念

### 《にしてつグループの企業理念》

#### ■ 基本理念

にしてつグループは、  
「出逢いをつくり、期待をはこぶ」事業を通して、  
“あんしん”と“かいてき”と“ときめき”を提供しつづけ、  
地域とともに歩み、ともに発展します。

#### ■ 経営理念

- ・人を活かす経営  
人間性を尊重し、人を活かし育み、活力あふれる企業風土をつくります。
- ・お客さまの期待の創造  
お客さまの視点に立ち、期待にこたえ、期待をつくる商品・サービスを提供します。
- ・新しい事業価値の創造  
時代の要請を的確にとらえ、社会の共感を得られる、新しい事業価値を創造します。
- ・グループ総合力の発揮  
たがいに自立性と個性を尊重し、協力しあい、グループの総合力を発揮します。

#### ■ 行動理念

- ・お客さまの喜びが私たちの喜びです …… お客さまの立場で考え実践しよう。
- ・「やればできる」を大切にします …… 創意と工夫で積極的に行動しよう。
- ・にしてつグループの良き一員です …… 自己を高め役割と責任をはたそう。
- ・いきいき職場をつくります …… 対話をひろげ信頼と協調を深めよう。



《にしてつグループコンプライアンス方針》

**1. 法令や社会規範等の遵守**

にしてつグループは、法令違反や非倫理的な行為による利益を一切求めません。事業活動を行う国・地域で適用されるすべての法令、業界基準、社会規範（以下、「法令や社会規範等」と記す）を正しく理解し、これらを遵守します。

**2. 安全・安心な商品やサービスの提供**

にしてつグループは、お客さまに安全・安心な商品やサービスを提供します。日ごろから商品やサービスの安全・安心確保を図ることはもとより、問題が発生した場合には、お客さまの安全・安心を最優先にした適切な対応を行います。

**3. 適切な情報開示とコミュニケーション**

にしてつグループは、お客さま・地域社会・株主・取引先等のステークホルダーの皆さまに必要な情報を誠実かつ適切に開示し、コミュニケーションを図ります。

**4. 公正な取引と競争**

にしてつグループは、市場における公正な競争を阻害するおそれのある活動は行わず、関与もしません。事業活動を行うすべての国・地域において適用される競争法を遵守します。

**5. 贈収賄の禁止、接待贈答の制限**

にしてつグループは、事業または事業上の便宜の獲得・維持を目的として、直接・間接を問わず、不当に金銭その他一切の価値あるものの供与・申し出・約束等（以下、「贈賄行為」と記す）を行いません。これらの受領・要求・約束等（以下、「収賄行為」と記す）も行いません。また、社会通念上妥当な範囲を超えた接待贈答は行いません。

**6. 利益相反行為の禁止**

にしてつグループは、すべての役員および従業員に対し、当社グループの利益につながる行動を求めます。自己または第三者の利益を当社グループの利益に優先することはあってはなりません。

**7. 反社会的勢力および団体に対する姿勢**

にしてつグループは、社会秩序や企業の健全な事業活動を脅かす勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、不当な利益の要求や脅迫には応じません。

**8. 資産・情報の適切な取り扱い**

にしてつグループは、すべての資産・情報を適切に管理・運用し、権利を保護します。会社が取扱う資産・情報には、当社グループの資産・情報のみならず、お客さまの個人情報や取引先、提携先との契約に基づいて預かっている有形無形の各種資産等が含まれます。また、にしてつグループは、他者の知的財産等の権利を尊重します。

**9. 社外への情報発信、ソーシャルメディア**

にしてつグループは、社外に情報を発信する際には、責任や影響力の大きさを十分に認識して適切な方法で行います。

**10. 人権の尊重**

にしてつグループは、社内外のすべての人々の人権を尊重します。また、あらゆる差別、あらゆる人権侵害につながる事業活動は一切行いません。

**11. 労働安全衛生および労働者の権利の尊重**

にしてつグループは、労働関連法令やルールを遵守するとともに、職場における事故や災害の防止に努め、すべての従業員に安全な労働環境を提供します。

**12. 社会との調和、社会貢献**

にしてつグループは、良き企業市民として地域社会との共生、調和を図り、事業活動はもとより社会活動を通じて地域社会の経済・文化・生活の発展に貢献します。

**13. 環境問題への取り組み**

にしてつグループは、環境問題の重要性を強く認識し、環境と調和のとれた事業活動を目指します。事業活動において、環境負荷を低減し、循環型社会の実現と地球温暖化の抑制に寄与します。

**14. 取引先への協力要請**

にしてつグループは、取引先の皆さまとの長期的な信頼関係を築き、ともに持続的に発展していくことを目指しています。そのため、当社の役員および従業員のみならず、取引先の皆さまにも必要に応じて、本方針の趣旨や考え方について理解と協力を要請します。

**15. コンプライアンスの推進・向上**

にしてつグループは、コンプライアンス方針に基づき、常に自らを厳しく律するとともに、コンプライアンスの推進・向上に努めます。

### 別添資料 3 独立性基準

当社は、社外取締役が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断します。

1. 当社または当社子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者※1 またはその業務執行者 ※2
2. 当社グループの主要な取引先である者※3 またはその業務執行者
3. 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー、従業員
4. 当社グループから役員報酬以外に、過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
5. 当社の主要株主※4 またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
7. 当社グループの主要な借入先※5 の業務執行者
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
9. 当社グループから過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円または当該組織の平均年間総費用の 30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者
10. 過去 5 年間に於いて上記 1～6 のいずれかに該当していた者
11. 以下に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
  - ①上記 1～7 に該当する者のうち重要な地位にある者※6
  - ②当社グループの業務執行者または非業務執行取締役
12. 当社における通算在任期間が 8 年を超える者

---

※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを受けた者をいいます。

※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これに類する役職者および使用人をいいます。

※3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを行っている者をいいます。

※4 主要株主とは、議決権所有割合 10%以上の株主をいいます。

※5 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が、直近事業年度末における連結借入金残高の 10%以上の金融機関をいいます。

※6 重要な地位にある者とは、会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所においては、所属する会計士、弁護士をいいます。